

# 旧網代中学校土地確定測量等業務委託

## 特記仕様書

### 第1章 総則

#### 第1条（業務の目的）

本業務は、熱海市（以下「委託者」とする。）が所有する旧網代中学校について、敷地を確定し、筆の形状、属性、基準点等の各情報を収集して取りまとめ、数値地籍フォーマットに従って電子記録化すること及び国土調査法第19条第5項の申請に必要な書類を作成することを目的とする。

#### 第2条（準拠する法令等）

作業の実施に際しては、契約書、静岡県業務委託共通仕様書及び本特記仕様書によるほか、以下の関係法令等に基づき実施するものとする。

- 1 地籍フォーマット2000の手引き（一般社団法人 日本国土調査測量協会）
- 2 国土調査法 第19条第5項指定申請の手引 令和4年6月改定版(国土交通省土地政策審議官部門地籍整備課)
- 3 不動産登記規則第10条、第13条及び不動産登記手続準則第12条
- 4 その他関係法令及び通達等

#### 第3条（疑義）

本特記仕様書において疑義が生じた場合、または明記されていない事項が生じた場合は監督員と協議の上、業務を遂行するものとする。

### 第2章 業務概要

#### 第4条（業務対象）

本業務の対象は、以下のとおりとする。

- ・ 対象箇所：旧網代中学校敷地
- ・ 面積：約8,000 m<sup>2</sup> 筆数：10筆

#### 第5条（作業概要）

本作業は、先に定めた関係法令等に準拠し、土地境界測量を行い、国土調査法第19条第5項指定申請書類を作成することを目的とする。受注者は、委託者が行う公共測量に係る諸手続等、関係官公庁等への手続きの際に協力すること。

## 1. 現況調査

土地境界情報等の整備に必要な現況調査を行う。作業内容は以下のとおりとする。

- (1) 2級基準点測量（伐採なし）
- (2) 3級基準点測量（伐採なし）
- (3) 4級基準点測量（伐採なし）
- (4) 現地測量 1/500

## 2. 境界確認

土地境界情報等の整備に必要な境界確認を行う。作業内容は以下のとおりとする。

- (1) 作業計画
- (2) 現地踏査
- (3) 公図等の転写
- (4) 土地の登記記録調査
- (5) 公図等転写連続図作成
- (6) 境界確認
- (7) 境界点間測量
- (8) 面積計算
- (9) 用地実測図原図作成
- (10) 依頼書作成
- (11) 協議書作成

## 3. 更正登記資料作成

更正登記に必要な資料を作成する。作業内容は以下のとおりとする。

- (1) 不動産調査報告書作成
- (2) 添付図面作成
- (3) 地積測量図等の作成

## 4. 国土調査法第19条第5項申請書類作成

国土調査法第19条第5項申請に必要な申請書類を作成する。作業内容は以下のとおりとする。

- (1) 総括表作成

国土調査法第19条第5項指定申請に添付する総括表を作成する。

- (2) 申請地域の位置図作成

国土調査法第19条第5項指定申請に添付する申請地域の位置を示す図面を作成する。

- (3) 数値情報化

本申請地域の、地積測量図、全部事項証明書等に記載されている土地の所有者等の情報や境界等の情報を電磁化、所定のフォーマットに変換するなどして磁気記録媒体に記録する。

- (4) 地籍図一覧図作成

国土調査法第19条第5項指定申請に添付する地図が複数枚になる場合、申請する地図を含めた地域全体の位置関係がわかる図面を作成する。

(5) 登記所送付用地図作成

国土調査法第19条第5項指定申請に添付する登記所送付用地図を作成する。

### 第3章 その他

#### 第6条（打合せ）

受注者は、業務を的確に遂行するため、以下の進捗状況で監督員と打合せを行うものとする。  
なお、各打合せは4時間（うち移動往復2時間）を標準とする。

- (1) 着手時 1回
- (2) 中間 1回
- (3) 取りまとめ時 1回
- (4) その他監督員が指示するもの

打合せ内容は全て記録し、その都度監督員と相互に確認をすること。

#### 第7条（契約変更）

業務履行に際し契約内容に変更が生じた場合は、監督員と協議の上、設計変更を行うものとする。

### 第4章 成果品

#### 第8条（成果品）

本業務の納入成果品は以下のとおりとする。

- |                      |    |
|----------------------|----|
| (1) 成果品データ (CD-R)    | 2枚 |
| (2) 委託報告書            | 1部 |
| (3) 国土調査法第19 条第5項申請書 | 2部 |